令和6年度三重県障がい者差別解消支援協議会　概要

日時　令和7年3月 12日（水）10 時 00 分から 11 時 30 分まで
場所　三重県勤労者福祉会館6階　講堂

（事項）
　1　県市町及び当事者団体の相談件数について
　2　具体例の処理経過と結果について
　3　市町の体制整備の状況について
　4　障がい者差別解消に関する普及啓発の取組について

≪事務局より、事項1～4について説明　うち資料2－3は委員より事例を説明≫

≪委員からの主な質問・意見≫

【事項 1～2】
・1 点目の意見。タブレットなどタッチパネルが増えており、視覚障がい者にとっては不便。店員がいる場所ならまだ良いが、個人の店だとそうはいかない。合理的配慮をお願いしたい。2点目に、医療機関でマイナンバーカードが保険証として使用できるようになった。医療機関の窓口でマイナンバーカード読み取りの際に、カメラでの本人確認が求められるが、視覚障がい者はカメラに顔を映すのが難しい。この件については、厚労省が目視確認でもかまわないとの見解を示されているので、知り合いの方々に広めていただければ幸いである。

・P12 のディスグラフィア（書字表出障がい）の相談事例に関して。県教育委員会で受け付けたもの。保護者の知人を通しての相談。中2の生徒が普段は ipad を使用しており、県立高校入試の際に使用可能かと相談があり、前例がなかったこと、当時中 2 であったことから継続相談としたもの。中 3 の夏に再度相談。最終的には、ご本人の志望先が私立高校となり、そちらへ入学された。なお、配慮の申し出を在校している中学にしていただくと、校長から志望先の県立学校長と対応を協議し、特別な措置をする場合は事前に県教育委員会の承認を受けるという流れとなる。過去に行った主な特別な措置の例については、県立高等学校入学者選抜実施要項に記載し、要項はホームページにも公開しているので、参考としてほしい。

・P17　車いす利用者のホテル宿泊拒否の事例について。当事者にはそのホテルを選んだ理由があると思うので、そこを聞き取って対応していくことが必要であり、今回は不適切

な対応である。観光庁の制度で「こころのバリアフリー認定制度」があり、宿泊事業者など認定を受けることができる。この取組が、より広まることで、このようなトラブルが起こらないようにできるのではと改めて感じた。

・難病患者は通院しながら勤務しており、通院は、平日に月1回などで、会社を休まざるを得ない。そのことで勤務先から差別や評価を受けることがある。また、難病患者が受給している特定医療費は症状により認定されず、その場合は、今取りざたされている高額療養費の問題とも関わってくる。解雇通知も、何年も前の理由を欠格事由とされていることがあるので、そのような問題意識を社会として持ってもらえたらと思う。

・P7 の病院の事例であるが、相談が繰り返されていく可能性とあるが、現状は同様な状況なのか。→（事務局）市・病院と連絡を取り合いながら、本人の納得が得られるよう、複数回面談の場を設けるなどの対応を行い、その結果、本人が希望していた病院からの謝罪があり、その対応に本人も納得し、案件としては終了している。

【事項３～４】

・最近 IT が進化しており、聞こえない者が困ることがある。例えば、駅や高速の料金所など無人化が進んでおり、「お困りの場合はボタンを押してオペレーターにつながる」という案内はあるが、まわりに人がいないと利用もできず困る。

・精神障がい者はこわい、危険という偏見・誤解にとても困っており、我々は民生委員の協力を得ながら、研修交流会というイベントを開催して、精神障がいへの偏見・誤解の解消のための普及啓発を行っている。

・障がいに関心がない方に対して、いかに障がいへの理解を伝えていくのは難しいこと。スーパーマーケットの相談事例を聴いて、普及啓発のための取組を積み重ねていかないといけないことを改めて考えさせられた。

・駅の無人化で聴覚障がい者の方が困る事例を聞いて思いついた。外国人旅行客も同じで、無人駅だと切符を買いたくても買い方がわからない、インターホンの先から駅員が話しかけても言葉がわからない。障がいとインバウンドの双方への課題解決という形で取り組んだ方が、企業側にも受け入れられやすいのではないかと感じた。